

平成 28 年度 事業計画書

定款第 3 条及び第 4 条の規定に基づき次の事業を行う。

1. 柔道整復術の医学的研究に関する事業
 - (1) 柔道整復学の構築を推進する。
 - (2) 富山大学寄附講座で柔道整復学の検証を行う。
 - (3) 地域別に学術大会を実施する。
 - (4) 学術講師の派遣を行う。
 - (5) 学術資料及び情報の収集を行うとともに、論文の閲覧システムを構築する。
 - (6) 日本柔道整復接骨医学会に協力する。

2. 柔道整復師の資質向上に関する事業
 - (1) 医療保険並びに生活保護、労働者災害補償保険及び自動車損害賠償責任保険等の公的保険制度等に関する研修を行う。
 - (2) 医学、生理学、解剖学、柔道整復学及び画像観察に関する研修を行う。
 - (3) 日整生涯学習講習会を実施する。
 - (4) 生涯学習都道府県会議を実施する。
 - (5) 会員等のボランティア活動の実施を推進する。
 - (6) (公財) 柔道整復研修試験財団に協力する。

3. 柔道整復師の養成及び指導に関する事業
 - (1) 柔道整復専門学校及び柔道整復大学等に講師の派遣を行い、学生に対し、医療人としての理解への啓発・教育を行う。
 - (2) 業界案内の冊子やDVDを作成する。
 - (3) 柔道整復専門学校及び柔道整復大学等の優等卒業生を表彰する。
 - (4) (公社) 全国柔道整復学校協会との協調をはかる。

4. 医療・介護保険制度達成の協力に関する事業
 - (1) 医療保険制度改革に関し、的確に対応する。
 - (2) 受領委任の取扱いに係る事務のIT化を推進する。
 - (3) 介護保険業務の推進をはかる。
 - (4) 全国保険部長会議を実施する。
 - (5) 都道府県月別給付実態調査を実施する。
 - (6) 柔道整復療養費の手引き(改訂版)の発刊に向けて準備する。

5. 国民の心身の健全な発達に関する事業
 - (1) 国民の体位向上の推進をはかる。
 - (2) 日整全国少年柔道大会を実施する。
 - (3) 日整全国少年柔道形競技会を実施する。
 - (4) 日整全国柔道大会を実施する。
 - (5) 全日本産業別団体柔道大会に医療接骨部門として参加する。
 - (6) 都道府県柔道整復師会等の主催する少年柔道大会に協力する。
 - (7) (公社) 全国柔道整復学校協会主催の柔道大会に協力する。
 - (8) (公財) 全日本柔道連盟の主催する柔道大会に協力する。

6. 国際協力及び貢献に関する事業
 - (1) 世界保健機関(WHO)等と協力し、国際交流を通じて諸外国との相互理解の促進をはかる。
 - (2) 柔道整復術を世界に発信する。
 - (3) 外務省並びに独立行政法人国際協力機構(JICA)の事業活動に協力し、日本の伝統医療である柔道整復術の諸外国における指導者育成及び普及活動を行う。
 - (4) (公財)国際医療技術財団の活動に協力する。
 - (5) 世界保健機関 ICD-11(国際疾病分類)「柔道整復」の導入に関するデータベース構築事業の準備を行う。

7. 国民の健康・保健・福祉のための普及啓発活動に関する事業
 - (1) 機関誌「日整広報 Feel!Go!」を発行する。
 - (2) ホームページ及び新聞等を通じて柔道整復師の活動等を広く国民に発信する。

8. 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
 - (1) 柔道整復師の業務経営について調査、研究し、その充実向上をはかる。
 - (2) 柔道整復師の非課税措置等の税制改正を関係機関に働きかける。
 - (3) 税務に関する実態調査及び研究を行う。
 - (4) 柔道整復師賠償責任保険、所得補償保険、団体生命保険等への加入を促進する。
 - (5) 日本柔道整復師協同組合に協力する。
 - (6) 日本柔道整復師国民年金基金に協力する。

9. 都道府県団体相互の連絡調整に関する事業
 - (1) 全国会長会を実施する。
 - (2) 都道府県柔道整復師会等と協力し、国民医療に寄与する。

10. その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - (1) 公益活動の一環として慈善事業の推進をはかる。
 - (2) 地域包括ケアシステム構築でのプログラム法内容、第6期(H27~H29年度)介護保険事業計画、健康日本21(第2次)、新健康フロンティア戦略の推進に協力する。
 - (3) 組織機構・諸規程の見直しを行う。
 - (4) 災害の被災者に対する救護・支援活動を推進する。ならびに DJAT(Disaster Judothapist Assistance Team: 災害派遣柔道整復チーム)を中心として災害時の対応を準備する。
 - (5) 柔道整復師関連団体間の協調をはかる。
 - (6) 業務の省力化及びIT化を推進するとともに都道府県柔道整復師会等の業務のIT化に協力する。
 - (7) 外部有識者を交えたコンプライアンス・プロジェクトチーム会議において組織強化をはかる。
 - (8) 日本柔整会館等の不動産賃貸を行う。
 - (9) 会員名簿を発行する。
 - (10) 入会の促進をはかる。